

マネーplus+

お金とくらしの 情報通信

2022.APR
vol.1

JAから、相続や資産形成・資産運用などに役立つ
基礎知識やトピックスをお届けします。

Column
耳寄り情報

相続や事業承継の希望を叶える「遺言」

清水 暁
Shimizu Satoru



©よりぞう

Message



ファイナンシャル・プランナー、
相続アドバイザー等の専門家が、くらしと
お金に関する社会保障制度や税制の解説など、
みなさまのファイナンシャル・プランニングを
考える際のきっかけ作りとなるような
情報を幅広い視野で取り上げます。
今回は、遺言についてお送りします。



＼ 相続の専門家がお届けします！ /

明日クリエーション株式会社
農中アカデミー専任講師（相続担当）

遺言と遺書はどう違う？

「遺言」と「遺書」、同じものとお考えの方もいるかもしれませんが、実はこの2つはまったく違うものです。遺書は、自分が亡くなる間際などに、誰か、または世間宛てに自分の想いやメッセージを書き記したもので、法的効力をもちません。これに対して遺言は、民法等で定められている、法的効力をもつ文書です。

遺言でできる代表的な行為は、自分の財産の配分に関する指定です（相続分の指定）。また、例えば後見人の指定や子の認知など身分に関する指定も可能です。

遺言の種類

遺言の代表的なものは、自筆証書遺言と公正証書遺言です。この他にも様々な方式がありますが、一般的に利用されるのはこの2種類とってよいでしょう。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言を遺す者が自分で書く	公証役場で作成する
保管場所	自宅など自分で決める	公証役場
費用	無料	一定の手数料がかかる

遺言は法律行為を記載する重要な文書ですから、民法で記述の方法などが細かく定められています。例えば、自筆証書遺言の書き方（全文、日付、氏名を自書し、印を押さなければならないこと等）、公正証書遺言の方式（証人2人以上の立ち合いが必要なこと等）などです。

自筆証書遺言の場合、実際に作成するにあたっては、

記載する財産についてどの財産か特定できるようにすべきこと、遺留分（民法で定められている、一定の相続人に必ず確保される相続分のこと）を考慮すべきことなど、専門家でなければ気づきにくいポイントもあります。また、民法の記載ルールが守られていない遺言の場合、せっかく書いても法律行為を指定する文書として認められないことがありますので注意が必要です。さらに、保管が自分自身に委ねられるため、紛失や破棄・偽造されてしまうリスクもあります。

これに対し、公正証書遺言は、法律のプロである公証人と相談しながら作成するものです。自筆証書遺言と違って、せっかく作成したのに遺言として機能しないというリスクはありません。また、保管については、公証役場で保管されるため、紛失や偽造されるなどのリスクも一切なく安心です。

公正証書遺言で将来の備えを

遺言書を作成せずに亡くなった場合、自分の想いを伝えられない、遺産分割協議による相続人の負担が増える等のデメリットが生じます。遺産分割協議をする場合は、相続人全員で話し合って、誰がどの財産を相続するのかを決めることとなりますが、現金・貯金だけであればそれほど揉めなくても、不動産や田畑、農業設備等が含まれている場合、きっちり分けることができないかもしれません。農業を承継する家族の一人に多くの財産を渡したいというケースもあるでしょう。

現在まで、大事に築き守ってきた資産や農業を安全かつ安心して引き継ぐため、また、大切な方に想いを伝えるため、ぜひ遺言書の作成を考えてみましょう。